

## 第4章 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進

### 第1節 生物多様性の保全

#### ◎現状と課題

地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」は、生物多様性からもたらされるさまざまな恵みにより支えられていますが、生物多様性の保全を実現するためには、行政、企業、民間団体、県民などさまざまな主体が連携して、各主体間の特色を生かして保全活動を行うことが重要です。

本県でも、干潟やため池、里地・里山における自然環境が悪化し、多くの野生生物が絶滅の危機にさらされており、「NPO法人みんなで作る自然史博物館・香川」をはじめとした民間団体等と連携し、より活発に自然保護活動や普及活動等に取り組むことにより、生物多様性の保全を図っていく必要があります。

#### ◎具体的な取組み

##### 1 生物多様性の保全に向けた取組みの推進

##### ア) 生物多様性の保全を実現するための普及啓発活動の推進

##### ① まちかど生き物標本展およびフィールド講座の開催

県内の研究者が収集・保管している標本を活用した「まちかど生き物標本展」を開催するとともに、実際に生き物を見て、手に触れながら、香川の自然に親しむフィールド講座を開催しました。

##### ▶ まちかど生き物標本展「かがわの生き物の世界～外来生物の今がわかる～」

9月26日～10月20日：飯山総合学習センター

12月19日～1月19日：ひとの駅さんぼんまつ

2月6日～2月22日：香川県立文書館

香川県立文書館では期間中1,198名の来場者がありました。

##### ▶ フィールド講座

7月30日：森のいきものたちフィールド体験（大川山野営場）

参加者数：14名

10月1日：川のいきものたちフィールド体験（大滝大川県立自然公園センター）

参加者数：20名

11月19日：土のなかのいきものたちフィールド体験（ことなみ未来館）

参加者数：23名



▲まちかど生き物標本展



▲フィールド講座

### イ) 地域連携保全活動支援センターの役割を担う民間団体の育成

指定希少野生生物等のモニタリング調査および侵略的外来種防除対策指針の作成等について、「NPO法人みんなでつくる自然史博物館・香川」が取りまとめ作業を行いました。

### ウ) 生物多様性の保全のための人材の育成

県内で生物多様性保全活動に取り組む団体を、「かがわ生き物パートナー」として4団体を登録し、登録団体と県が連携し、生物多様性の保全を推進しました。

## 2 希少野生生物の保護

### ア) 保護事業と普及啓発事業の充実

希少野生生物の保護対策の推進及び生物多様性の保全について普及啓発を行うため、「まちかど生き物標本展」では、「香川県侵略的外来種リスト」を基に、「かがわの生き物の世界ー外来生物の今がわかるー」をテーマとして、県内で確認されている外来生物にフォーカスを当て、外来生物の生態や生態系への影響を標本やパネルで紹介する標本展を開催しました。

## イ) 指定希少野生生物の保護

指定希少野生生物の指定による捕獲採取の規制や生息・生育区域の保護、モニタリング調査や個体群の保護増殖を目的とした保護事業の実施など、種の特性に応じた保護を図りました。

- ▶ 指定希少野生生物の指定（R5年度末）：16種
- ▶ 保護事業計画の策定（R5年度末）：2種
- ▶ 指定希少野生生物保護区の指定（R5年度末）：2か所

### 保護事業計画による保護



▲ニッポンバラタナゴ

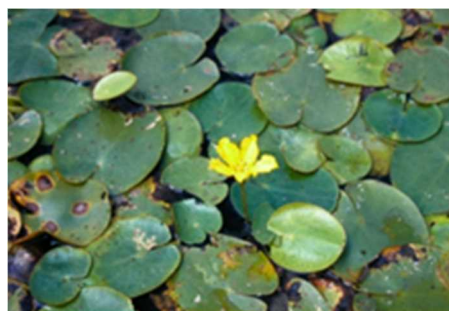


▲カンカケイニラ

### 指定希少野生生物保護区の指定による保護



▲オニバス



▲アサザ

## 3 野生鳥獣の保護管理

### ア) 愛鳥週間等による普及啓発活動の推進

県内の児童・生徒に対し「愛鳥週間ポスター」を募集するとともに、入賞作品を香川県ホームページに掲載し、愛鳥思想の普及啓発を行いました。

- ▶ 応募作品数（R5年度）：652点（うち入賞作品66点）

### イ) 野生鳥獣保護センター等の活動の推進

「香川県野生鳥獣保護センター」を拠点として、傷ついた野生鳥獣の野生復帰を目的に治療、リハビリ等の保護収容事業を行いました。

- ▶ 整備場所：県立公洲森林公園内
- ▶ 運営委託：（公財）かがわ水と緑の財団
- ▶ 受付件数（R5年度）：47件

## ウ) 野生鳥獣の生息環境の保全と狩猟の適正化

鳥獣の保護や適正管理のために、「第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年度～令和8年度）」に基づき、鳥獣保護区等の指定、鳥獣の生息調査や鳥獣保護に関する普及啓発など鳥獣保護管理事業を推進しました。

- ▶ 鳥獣保護区の指定（R5年度末）：26か所、9,327ha
- ▶ 特別保護地区の指定（R5年度末）：4か所、537ha
- ▶ 休猟区の指定（R5年度末）：1か所、341ha
- ▶ 特定猟具使用禁止区域（銃）の指定（R5年度末）：59か所、28,098ha
- ▶ 指定猟法禁止区域（鉛散弾）の指定（R5年度末）：1か所、42ha
- ▶ 鳥獣保護管理員の設置（R5年度末）：40名
- ▶ ガン・カモ類生息調査確認数（R5年度）：178か所、20,543羽

### ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第2節 有害鳥獣対策と外来種対策の推進

### ◎現状と課題

イノシシなどの野生鳥獣のみならず、アライグマやヌートリアなどの「侵略的外来種」の分布域の拡大により、農作物や生活環境への被害が増加しており、これらによる被害対策に取り組む必要があります。

### ◎具体的な取り組み

#### 1 有害鳥獣対策の強化

##### ア) 有害鳥獣対策の推進

###### ① 第二種特定鳥獣管理計画の推進

近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなど野生鳥獣の生息数の増加や生息範囲が拡大し、農作物被害のみならず住居集合地域等にもイノシシ等が出没し、人身被害が発生しているほか、ニホンジカも、小豆島のみならず県内の広い範囲で生息が確認されるようになってきています。このことから、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、積極的に個体数調整を実施するなど、適正な管理を推進しています。

###### ② 特定鳥獣等個体群管理推進事業の実施

環境大臣が定めた指定管理鳥獣であるイノシシについては、市街地周辺や島しょ部において県の捕獲事業を実施し、ニホンザルについては、特に加害性が高い群れを対象に生息状況調査を実施しました。

- ▶ 指定管理鳥獣捕獲等推進事業（1市）
- ▶ ニホンザル加害個体群緊急対策事業（1市2町）

##### イ) 鳥獣被害に強い地域づくりと人材育成

###### ① 市街地に出没するイノシシ等への対策

市街地に出没するイノシシ等による被害を防止するため、市町が行う市街地周辺での捕獲や侵入防止柵の設置、捕獲資機材の購入に要する経費を助成しました。また、被害軽減のために効果的な捕獲が行えるよう「イノシシ捕獲技術プログラム」に基づくイノシシ捕獲技術講習会等を開催しました。

- ▶ イノシシ捕獲技術講習会（R5年度）：4回開催、70名受講
- ▶ イノシシ捕獲および保定技術向上研修会（R5年度）：3回開催、71名受講

##### ウ) 捕獲個体の資源化の推進

狩猟に関心のある若者や女性を対象にした入門講座において、狩猟鳥獣を利用した加工品について紹介するとともに、ジビエ肉のおいしい食べ方や料理のポイントについて解説するなど、捕獲個体の活用方法について情報提供しました。

- ▶ 狩猟フィールド体験入門講座（R5年度）：2回開催、13名受講

## 2 特定外来生物の防除

### ア) 特定外来生物の防除の推進

外来生物法に基づきアライグマやヌートリアなど特定外来生物の防除を計画的に行う市町に対して捕獲等に要する経費に助成したほか、防除従事者の確保のための講習会を実施しました。

- ▶ 防除従事者養成講習会（R5年度）：2回、49名受講

### イ) 新たな特定外来生物の侵入の防止と早期対策

新たな特定外来生物が県内に侵入することを防止するため、また既に県内に侵入し生息範囲を拡大させつつある特定外来生物の適切で効果的な防除方法を普及するため、市町の環境行政担当者や施設管理者、一般県民に対して、セアカゴケグモやアルゼンチンアリなどの特定外来生物に関する基礎的な知識と防除方法の説明を行いました。

- ▶ 特定外来生物防除講習会（R5年度）：1回、32名

## 3 外来種対策の推進と普及啓発

### ア) 外来種対策の推進と普及啓発

#### ① 「香川県侵略的外来種防除対策指針」の作成

令和3年度に改訂した「香川県侵略的外来種リスト」に基づき、ヌートリアおよびナガエツルノゲイトウについて、それぞれ防除対策指針を作成しました。

#### ② 優先度を踏まえた外来種対策と普及啓発

「香川県侵略的外来種リスト」の取りまとめ過程で収集した調査結果に基づき、外来種に対する正しい理解を深めてもらえるよう、環境キャラバン隊などの機会を通じて普及啓発に取り組みました。

### ◎方向性を同じくするSDGsのゴール



## 第3節 農地等の保全と持続的活用

### ◎現状と課題

農村地域は、農業生産活動を通じて、美しい自然環境や伝統文化の保全・継承、洪水の防止や水源のかん養など、多面的機能を有しています。

しかし、農業従事者の減少や高齢化、さらにはイノシシやサルなどの野生鳥獣による被害などにより集落機能が低下し、ため池や農業水利施設の保全管理が困難になってきており、遊休農地も増加しています。

農業の多様な担い手の確保・育成や農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積、集落営農を推進するとともに、基盤整備とも連携して利用集積を加速する必要があります。

地球温暖化が進行し、環境問題への関心が高まる中、化学肥料や化学農薬の使用量を低減した環境にやさしい農業を推進する必要があります。

また、農業者や地域住民等による水路や農道、ため池などの農業用施設の保全管理活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る協働活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮を促進する必要があります。

### ◎具体的な取組み

#### 1 農地等の保全と持続的活用

##### ア) 農地集積と農地の確保

##### ① 農業の担い手の確保・育成

認定農業者の確保・育成と集落営農の組織化・法人化を推進するとともに、県外からの移住就農や農外企業の参入など多様なルートからの新規就農の促進、農業支援グループの組織化支援など、地域の実情に即した多様な担い手づくりを推進しました。



▲農業支援グループ設立に向けた話し合い

##### ② 農振法および農地法に基づく権利移動・転用の規制

農地は、国民、県民の食糧生産資源だけでなく、自然環境資源等としても重要な役割を担っており、市町が策定する農業振興地域整備計画に基づき、農用地等として利用すべき区域を設定し、計画的な利用を図るとともに、農地法に基づく転用許可制度の適正な運用を図り、優良農地の保全・確保に努めました。

##### ③ ほ場整備および農地の流動化の推進

農地の有効かつ効果的な利用のため、ほ場整備事業と農地の貸し借り（農地の流動化）を一体的に推進し、ほ場整備実施地区において、経営規模を拡大する担い手に対し、農地の利用集積を図りました。

▶ ほ場整備事業（R5年度）：9か所（18.5ha）



▲生産性が向上した農地  
（綾川町羽床下地区）

## イ) 環境保全型・資源循環型農業の推進

### ① 環境にやさしい農業の推進

環境への負荷を低減した持続性の高い農業生産方式の確立・普及を図るため、持続性の高い農業生産方式導入計画者（エコファーマー）の認定を行うとともに、有機農業に関する講義や研修を行いました。また、環境負荷低減技術に省力化技術を組み合わせた栽培体系の現地実証に取り組むとともに、農地の土壌診断に基づく効率的な肥料の施用を推進しました。

- ▶ エコファーマー認定者数（R5年度末）：142人
- ▶ 土壌診断件数（R5年度）：1,317件

### ② 資源循環型農業の推進

家畜排せつ物の適正な管理と、地域環境への負荷を抑えた家畜堆肥の適切な施用による資源循環型農業を推進するため、地域畜産経営環境保全推進指導協議会を組織する県、市町および農業団体等が一体となって、畜産環境保全や家畜排せつ物の管理について実態調査や巡回指導を行いました。

- ▶ 畜産環境保全に関する苦情・相談・指導（R5年度）：9戸（畜産農家）

苦情・相談等の内訳（令和5年度）

問題発生経営体数	原因別内訳					
	水質汚濁	悪臭	害虫発生	水質汚濁と悪臭	悪臭と害虫発生	その他
9	0	5	4	0	0	0

資料：香川県畜産課

## ウ) 農地の保全と協働活動による多面的機能の維持・発揮

### ① 農地の保全・確保、土地改良施設の保全整備

農地や農業用施設の保全のため、ほ場やため池、かんがい排水施設、農道などの整備を実施するとともに、老朽化した土地改良施設の整備補修を実施しました。

- ▶ 土地改良施設の整備補修（R5年度）：11か所
- ▶ 土地改良施設の機能診断（R5年度）：93か所

### ② かんがい施設のパイプライン化

農業用水路のパイプライン化を促進し、水管理の省力化とあわせて農業用水の有効利用を図りました。

- ▶ ほ場整備事業（パイプライン地区）（R5年度）：10か所（23.8ha）



▲パイプラインによる給水

### ③ ため池整備の推進

ため池は、農業用水の主水源であり、地下水のかん養や自然生態系の保全など、多面的な機能を有していることから、在石を流用した石張りによる水生生物の生息環境の確保や工事中の動植物の一時移動・移植など、自然環境にも配慮した整備を計画的に推進しました。

- ▶ ため池の整備（R5年度）：15か所



▲三井新池（多度津町）



#### ④ 環境や景観に配慮した農村整備

農業農村整備事業による、ため池、農業用排水路などの農業水利施設の水辺空間を活用した環境整備を推進しました。

▶ R5 年度末まで：13 市町 86 地区で整備が完了

#### ⑤ 多面的機能支払事業

農地をはじめ、水路や農道、ため池などの農業用施設の保全管理や、地域環境を保全する景観植物の植栽など、農業者と自治会などの地域住民が協働で行う活動を支援しました。



▲景観作物の植栽



▲ため池の草刈り

#### ⑥ 遊休農地対策の促進

「地域計画」策定のための地域の話し合いによる農地の粗放的管理への取組みや集落営農組織の活動促進、農作業支援グループ設立を支援することなどにより、遊休農地の未然防止を図るとともに、認定農業者や認定新規就農者などが遊休農地を再生する取組みを支援するなど遊休農地の解消に努めました。

### エ) 鳥獣被害対策の推進

#### ① 鳥獣被害防止総合対策事業など

野生鳥獣による農作物の被害を軽減するため、鳥獣の生息状況や農作物被害の調査を実施するとともに、侵入防止柵等の設置や補修をはじめとした被害防止対策の研修会を行い、獣害に強い集落づくりを推進しました。また、侵入防止柵等の整備や有害鳥獣捕獲への奨励金を交付する市町に対して、効果的な事業の実施の支援を行いました。

### ◎方向性を同じくするSDGsのゴール

